

行政処分等	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20220602	Kーライン有限公司(法人番号 5280002002251) 代表 者加藤雅弘	島根県松江市八幡町字灘 大土手796-39	本社営業所	島根県松江市八幡町字灘 大土手796-39	文書警告	貨物自動車運送事業 法(以下「法」)第17条第 1項第1号、法第17条第 4項	令和4年5月16日、情報提供を端緒として監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、 (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1 項及び第2項)、(3)運行記録計による記録義務 違反(安全規則第9条)	0	0
20220607	広島運輸株式会社(法 人番号 4240001009137) 代表 者木坂孝	広島県広島市南区西蟹屋 2丁目1-4	主管支店	広島県広島市南区東駅町 1番3-3	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法(以下「法」)第9条第3 項前段及び法第17条 第4項	令和3年9月3日、酒気帯び運転による事故を 端緒として監査を実施。6件の違反が認められ た。(1)事業計画の変更事前届出違反(貨物事 業者運送事業法施行規則第6条第1項第1 号)、(2)自動車車庫の位置違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第6 条)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則 第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項違反 (安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対す る指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項 義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2